

煙火打揚危害予防計画書

名 称
事務所所在地
職 業
代表者氏名

危害予防計画内容

- 1 保安距離
煙火打揚地点より
第3種保安物件 m以上
第4種保安物件 m以上
煙火仕掛地点より
第3種保安物件 m以上
第4種保安物件 m以上
警戒線地点より
煙火打揚地点 m以上
煙火仕掛地点 m以上
- 2 強風の場合は煙火の消費を中止する（消防局の指導による。）。
風速 m以上
- 3 煙火の消費場所付近には消火器等を設置する。
消火器 本
消火用水 杯
- 4 煙火打揚従事者は酒気を帯びて作業をさせない。
- 5 煙火用の火薬類集積場所は、打揚地点から20m以上の保安距離をとる。
- 6 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする。
- 7 打揚筒を2箇所以上使用するときは、打揚筒相互の間に相当の距離をとる。
- 8 打揚筒は風向きを考慮して上方に向けて確実に固定し、使用中は必要に応じて内部を掃除する。
- 9 消費準備の終了した仕掛煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しない。
- 10 打揚煙火は、20m以上の高さで開くこととする。
- 11 煙火の消費前に必ず煙火の吸湿その他異常の有無を検査し、異常のある煙火は消費を中止する。
- 12 煙火の消費をする危険区域内に関係人のほかは立ち入りを禁止する。
- 13 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させる。
- 14 煙火が爆発又は燃焼しているときは、消費場所の付近で打揚火薬の計量をしない。
- 15 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しない時は、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出す。
- 16 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずる。
- 17 煙火の消費で電気点火を行う場合は、導通又は抵抗を試験し、この場合、試験器は0.01アンペア以下の電流で試験する。
- 18 落雷の危険がある場合は、点火具に係る作業を中止する。
- 19 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火はしない。
- 20 火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を準用し厳守する。
- 21 打揚煙火並びに仕掛付近の警備員配置は別添図のとおりとする。
警備員総数 名
- 22 警備標識は、懐中電灯、赤色旗及びその他の方法とする。
- 23 警備のため、警察署と打合せする予定日
年 月 日
打合せ担当者名